

亀山市告示第 2 1 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 6 7 7
- 3 路線名 市ヶ坂江ヶ室線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
若山町 6 0 4 番 3 地内から若山町 6 0 2 番 2 地内まで	旧	2 8 . 2 7	最小	3 . 2 8
			最大	3 . 4 8
	新	2 8 . 2 7	最小	3 . 6 4
			最大	3 . 7 4